

太平洋国立大学における外国人のための基本規約

1. 外国人は太平洋国立大学（以下、PNU）に留学、就業（研究プログラム・研修コースを含む）する場合、ロシアにおける居住場所への到着通知と所在地登録のため、次の書類のコピー1枚を教育プログラム科（左棟1階113オフィス、以下、EPD）に提出しなければならない。
パスポート、ビザ、入国管理局によって押印された出国カード（以下、出国カード）
2. 外国人は一次入国ビザ（3ヶ月のもの）でロシアに入国しそのビザを延長する場合、有効期間満了日の少なくとも1ヶ月（20就業日）前に必要とされる書類及び申請書をEPDに提出しなければならない。
*留学、就業期間が3ヶ月以上と決まっている場合、上記1の手続きで自動的に延長される。ただし、1年以内のもの。
3. 外国人はロシア国内において所在地登録（ハバロフスク）した以外の都市へ行く場合その目的、期間、滞在場所などをEPDに届け出なければならない。
 - 外国人はハバロフスク以外の都市に3日以上滞在する場合、その都市の入国管理サービス課において自ら所在地登録の申請をしなければならない。（滞在先ホテルで可能）
 - またハバロフスクに戻ってき次第、2就業日以内にEPDにその到着を知らせなければならない。
 - 他の都市で新たに所在地登録をした場合、ハバロフスクでの所在地登録を改めて発行するため、2就業日以内にEPDにパスポート、ビザ、出国カード、現地で取得した所在地登録のコピーを1枚ずつ提出しなければならない。
4. 外国人はロシア国内を出る場合、前もってその目的、期間をEPDに届け出なければならない。
 - またハバロフスクに戻ってき次第、所在地登録を改めて発行するため、2就業日以内にEPDにパスポート、ビザ、出国カードのコピーを1枚ずつ提出しなければならない。
5. 外国人はハバロフスク州内において住居が変わる場合、新しい居住場所の通知と所在地登録を改めて発行するため、2就業日以内にEPDにその新しい住居場所とパスポート、ビザ、出国カードのコピーを1枚ずつ提出しなければならない。
6. 外国人は重要書類（パスポート、所在地登録など）を無くした場合、無くした場所、あるいは無くしたと気づいた場所を、最寄りの警察署に速やかに届け出、紛失証明書を受け取り、そのことについてEPDに知らせなければならない。
7. 外国人はパスポートの有効満了期間6ヶ月前までに、自ら延長あるいは変更するむねをEPDに届け出なければならない。
8. 外国人は大学を卒業あるいは退学し次第、教育相が定める期間内にロシア国内を出なければならない。
 - ロシアを出る場合、パスポート、出国カード、ビザが必要である。
9. 外国人はロシア国内において犯罪あるいは違反を犯した場合、ロシア国民と同等の罰則が科せられる。
10. 外国人は現行の規則に反するいかなる違法行為（上記規約を含む）を犯した場合も、ロシア国内の法に従い次のような措置の対象となる。
 - 罰金、行政処分、国外追放など

注意事項

ビザの発行手続きは1ヶ月必要

わたしはこの規約を読み、理解しました。これらを認め同意します。

日付 _____

署名 _____